

# 病院（手術室）実習ガイドライン（高知県版）

## 【研修：気管挿管の手術室内実習】

### （1）方法・内容

#### ① 実習受講資格

救急救命士の資格を有し、基礎研修（座学）を受け、所定の試験に合格し、受講修了証書を有し、高知県救急医療協議会（以下「県協議会」という。）と調整の上、病院長（実習施設長）が実習を認めた者

#### ② 受入れ病院基準

次の二つの条件を満たし、県協議会が選定した病院

- ・あらかじめ当該病院長及び麻酔科の長が実習受入れを了承している。
- ・日本麻酔科学会認定専門医（旧指導医）が麻酔科の長として勤務している。

#### ③ 受入れの実習生数の目安

1名の救急救命士を受け入れるためには、年間300例程度の全身麻酔症例があることを目安とするが、県協議会において受入れ病院と認めた場合はこの限りでない。

#### ④ 実習指導の責任者

日本麻酔科学会認定専門医（旧指導医）の責任の下に行うこと。

#### ⑤ 対象症例

- ・当該病院手術部（室）において行われる成人のASAクラス分類1，2の全身麻酔症例で患者から同意が得られた症例とする。
- ・ただし、実習指導の責任者（日本麻酔科学会認定専門医（旧指導医））が実習可能と判断し、患者から同意が得られた場合はこの限りでない。

#### ⑥ 実習内容

- ・気管挿管の試行は、2回までとする。
- ・救急救命士が行う実習は、麻酔導入時マスクによる自発呼吸下酸素吸入、導人後のマスクによる人工呼吸から喉頭展開、気管挿管、管の固定、人工呼吸再開までを原則とする。
- ・薬剤投与などは全て担当する麻酔科医が行う。
- ・実際の行為は担当する麻酔科医の指導による。

### （2）実習受入れ方法

① 病院実習受講資格要件を満たし、病院実習を希望する救急救命士の所属消防本部が県協議会に対し文書で推薦する。その際、消防学校における講習修了証のコピーを添付する。

② 県協議会が、実習受講の対象者を承認する。

③ 実習受入れ病院は、あらかじめ病院長名で救急救命士実習受入れ病院であることを院内に明示しておくことが望ましい。

④ 受入れ病院は、救急救命士が実習生であることが患者に明確になるよう、名札等を付けさせることが望ましい（実習生、研修生等）。

### (3) インフォームドコンセントの取り方

- ① 実習までに、直接指導する麻酔科医は、実習希望救急救命士を伴い、麻酔科医の指導と責任の下に、患者に実習内容について十分な説明を行った上で、文書による同意を得る。ただし、麻酔科医が実習救急救命士の同伴を必要としないと判断した場合は、この限りでない。同意書は複写式（コピーでも可）とする。その際、少なくとも、次の各点が説明されなければならない。

- ・麻酔科専門医の厳重な指導と責任の下に行われ、患者の安全が確保されていること。
- ・実習者は、救急救命士資格取得者であること。
- ・患者本人が実習を拒否しても、その後の治療等に何らの不利益も生じないこと。

- ② インフォームドコンセントを得た同意書の原本をカルテに貼り保管する。

なお、写しを患者に渡すことが望ましい。

- ③ 同意書とは別に医師診療録に説明の内容、患者側の諾否につき簡単に記録し、麻酔科医、救急救命士が連名で署名する。

- ④ 麻酔終了後、適切な時期に記録内容を提示しながら患者本人へ挿管時の状況について説明する（麻酔科医のみで良い）。

### (4) 実習の記録

麻酔記録に挿管担当〇〇救急救命士と明記するとともに、挿管時の経過を記載する。

### (5) 事故発生時の責任

- ① 指導内容及び指導態度等に起因する注意義務違反については指導医の責任とする。
- ② 実施に伴う事故の責任は実施者にあるものとする。

### (6) 修了証書

- ① 病院長は、次の条件がそろった場合に病院長名で修了証明書を発行する。

- ・30例以上の成功症例を経験した者

註：成功とは、患者に有害結果を与えることなく、2回以内の試行で気管挿管を完了したことをいう。

- ・当該病院の実習指導責任者が実習態度、挿管技術、倫理観、他の職種との協調性などを総合的に判断し、実習を修了して現場で医師の具体的な指示の下に気管挿管を行っても良いと判断し、病院長に対しその旨申告した者

- ② 実習の中断、中止

- ・実習を開始した後も、当該救急救命士に気管挿管を行わせることは不適切であると実習指導責任者、病院長が判断した場合は実習を中断又は中止することができる。

- ・この場合、消防本部の推薦者による再度の検討がなされ、再度推薦が適切と判断された場合、受入れ病院があれば実習を再開することができる。

その際は、新規開始として取り扱う。

(7) 再教育

- ・ 3年ごとに再教育を行う。
- ・ 救急救命士は、病院における気管挿管の再実習等も含め、適切な再教育を受けなければならない。
- ・ 再教育が適切に行われない場合等については、県協議会は当該救急救命士の気管挿管実施の中止等についても検討する。

以上については、今後の病院実習の進捗状況を観察しつつ、実情に合わせた教育体制となるよう、適宜調整すること。

# 気管挿管の実施に係る認定等のフロー図

